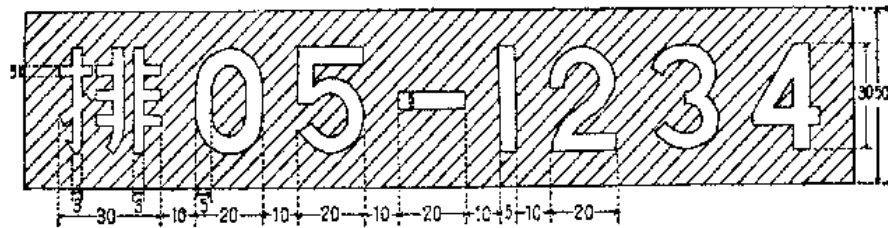


第1号の8様式（第12条の7関係）（昭47運令38・追加、昭50運令51・一部改正、昭55運令32
・旧第1号の4様式繰下）



- 備考 1 文字及び数字は黒色、斜線の部分は黄色とすること。
- 2 数字は、センチメートルを示す。
- 3 両舷に表示する場合には、次によること。
- (1) 満載喫水線を標示することを要する船舶にあつては、斜線の部分は、その上縁を全通甲板の位置に一致させ、船体の中心線の前後1メートルの部分を外して船首から船尾まで至るように表示するものとし、文字及び数字の部分は、船首と船体の中心線との間の中央部に表示するものとする。
- (2) 満載喫水線を標示することを要しない船舶にあつては、斜線の部分は、その上縁を全通甲板の位置に一致させ、船首から船尾まで至るように表示するものとし、文字及び数字の部分は、船体の中央部に表示するものとする。
- 4 船橋に表示する場合には、最も見やすい位置に表示すること。
- 5 管区海上保安本部の名称を表示する数字は、次表に掲げる数字とする。

管区海上保安本部の名称	表示する数字	管区海上保安本部の名称	表示する数字	管区海上保安本部の名称	表示する数字
第一管区海上保安本部	01	第五管区海上保安本部	05	第九管区海上保安本部	09
第二管区海上保安本部	02	第六管区海上保安本部	06	第十管区海上保安本部	10
第三管区海上保安本部	03	第七管区海上保安本部	07	第十一管区海上保安本部	11
第四管区海上保安本部	04	第八管区海上保安本部	08		